



長時間労働への監督指導が強化！

重点監督対象 月残業 100 時間超から 80 時間超へ

○月残業100時間超から80時間超へ重点監督対象を拡大

現状 月100時間超残業が疑われる全ての事業場を対象

約8500事業場に監督(27年4～12月)
違法な残業が行われていたのは6割弱
うち 月80時間超の残業があったのが約8割
月100時間超の残業があったのが約6割

対応 月80時間超の事業場も対象(年間約2万事業場)
(自主点検を求め、確認できた全ての事業場に監督)

⇒ 過労死認定基準を超えるような残業が行われている事業場に重点的に対応していく

○監督指導・捜査体制の強化・全国展開

現状 東京局・大阪局に「かどく」を設置
(27年4月～書類送検 3件)

対応 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整
労働局に長時間労働を指導するための担当官を設置

出典：H28.4.1 第3回 厚生労働省 長時間労働削減推進本部 資料より

4月1日に厚生労働省から発表された全国の事業場に対する監督指導の結果



Press Release

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します

～4月から12月に対象とした8,530事業場の半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働を摘発～

(1) 監督指導の実施事業場：

8,530事業場

このうち、6,501事業場(全体の76.2%)で労働基準法などの法令違反あり。

(2) 主な違反内容〔(1)のうち、下記①から③の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

① 違法な時間外労働があったもの： **4,790事業場 (56.2%)**

うち、時間外労働*1の実績が最も長い労働者の時間数が

1か月当たり100時間を超えるもの	：	2,860事業場	（59.7%）
1か月当たり150時間を超えるもの	：	595事業場	（12.4%）
1か月当たり200時間を超えるもの	：	120事業場	（2.5%）
1か月当たり250時間を超えるもの	：	27事業場	（0.6%）

② 賃金不払残業があったもの： **813事業場 (9.5%)**

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が

1か月当たり100時間を超えるもの	：	362事業場	（44.5%）
-------------------	---	--------	---------

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **1,272事業場 (14.9%)**

*1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

SATO'S NEWS LETTER

2016年5月号
(No.79)

CONTENTS

■ 長時間労働への監督指導が強化！
..... P.1

■ 助成金情報 P.2

■ 就活生に職場情報を開示！
..... P.3

■ 人事労務ニュース P.3

■ おすすめセミナー情報..... P.4

■ 企業 PR コーナー
「株式会社スクエアファウンテン」
..... P.4

5月の社会保険労務と税務

10日

○一括有期事業開始届

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

31日

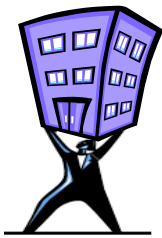
○健康保険・厚生年金の保険料納付

○自動車税の納付

公式 Facebook ページ開設



いいね！

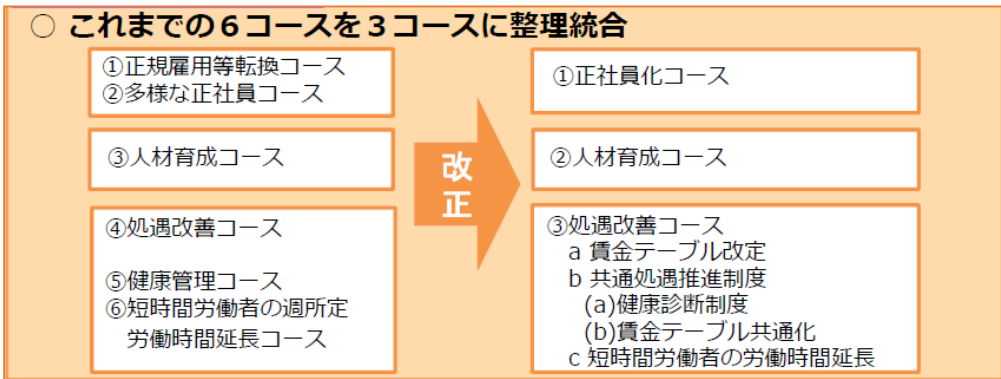


助成金情報

「キャリアアップ助成金」の変更のお知らせ ～平成 28 年 4 月から改正されました～

キャリアアップ助成金とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップ等を促進するため、正社員への転換や人材育成、処遇改善などの取組をした事業主に対して助成する制度です。本制度を活用して、労働者の能力・意欲向上と優秀な人材の確保に役立ててはいかがでしょうか。

① コース区分の変更



② 「正社員化コース」の変更

拡充内容	平成 28 年 3 月 31 日まで暫定的に拡充していた助成額等を恒久化 ※平成 28 年 2 月 10 日に引き上げた助成額や新設項目が継続
廃止内容	正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇入れを実施した場合の助成を廃止

③ 「処遇改善コース」の変更

b 共通処遇推進制度	賃金テーブル共通化（※）を実施した場合、 1 事業所当たり 60 万円 （大企業 45 万円）を助成 （※）有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた 賃金テーブル等を作成し、適用すること			
c 短時間労働者の 労働時間延長	短時間労働者の労働時間を延長した場合の助成額を拡充			
拡充内容	1 人当たりの助成額	10 万円 （大企業 7.5 万円）		20 万円 （大企業 15 万円）
	1 事業所当たりの上限人数	10 人		15 人
a 賃金テーブル改定	対象人数が 11 人未満の場合、一定の人数区分で助成金を定額化 ① すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定 〔拡充前 1 人あたり 3 万円（2 万円）〕 1～3 人：10 万円（大企業 7.5 万円） 4～6 人：20 万円（" 15 万円） 7～10 人：30 万円（" 20 万円） 11～100 人：3 万円（2 万円）×人数 ②一部の賃金テーブル等を増額改定 〔拡充前 1 人あたり 3 万円（2 万円）〕 1～3 人：5 万円（大企業 3.5 万円） 4～6 人：10 万円（" 7.5 万円） 7～10 人：15 万円（" 10 万円） 11～100 人：1.5 万円（1 万円）×人数			
一部 拡充内容				
廃止内容	「共通処遇推進制度」において、生活習慣病予防検診制度を新たに規定し実施した場合の 助成を廃止			

助成金情報



企業に義務、ブラック対策で

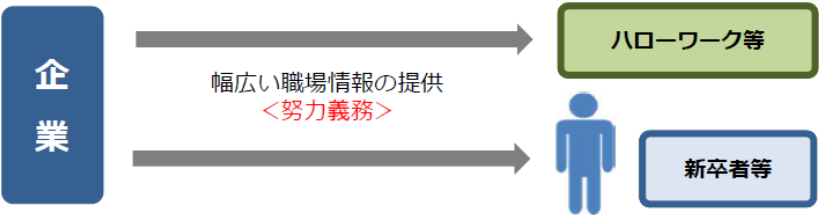
就活生に職場情報を開示！



就職活動中の学生が求めた場合、企業に職場情報の提供を法律で義務付ける制度が今年の3月1日から開始されました。若者を酷使するブラック企業が社会問題となるなか、職場の実態を事前に知ることによって就職先を選びやすくし、不本意な早期離職といったつまずきを防ぐ狙いです。企業選びの有効な手段となることが期待されています。

情報提供の仕組み

- 新卒者等（※）であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。
- 幅広い職場情報の提供が努力義務となります。



情報提供項目

(ア) 募集・採用に関する状況	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数
(ア)の参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。	
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況※ ¹	研修の有無及び内容※ ²
	自己啓発支援の有無及び内容 ※ 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度がある場合はその情報を含む。
	メンター制度の有無
	キャリアコンサルティング制度の有無及び内容 ※ セルフ・キャリアドック（定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み）がある場合はその情報を含む。
	社内検定等の制度の有無及び内容※ ³
(ウ) 企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）
	役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

※ 新卒者等の範囲は以下の通りとなります。
ただし、当該募集・求人の対象外となっている場合は、情報提供の求めを行うことができません。

① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校・各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
③ 上記①、②の卒業生及び修了者

企業 PR コーナー

覆面モニターによる総合顧客満足度調査で「全国の頂点に！」

👑1位 **NAIL LATE**

👑2位 naisalon core

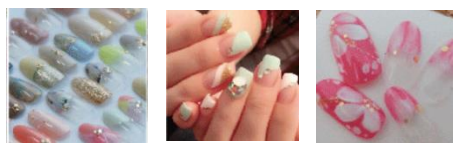
👑3位 Nail Salon リフレ21 東店

4位 bi-grace nail

5位 Mani Closet

6位 NailSalon square 紙屋町店

7位 NailSalon square 八丁堀店



スゴい
ネイリスト
がいる。

since 2012
Nail Grand Prix
「ネイリストがネイリストの未来を創る。」
第4回 ネイルグランプリ 決勝大会
全国184サロンの頂点をあなたの1票が決める！
顧客満足度 No.1に輝くネイリストの姿を見てください。
2016年5月31日(火) メルパルク東京



株式会社スクエアファウンテン

広島市中区大手町 1 丁目 5-18 IBA ビル 3F

TEL : 082-545-0102

<http://www.nail-square.com/index.html>

おすすめセミナー情報

第 42 回 合同勉強会のご案内

「オーナー企業の事業承継と相続」

【第 1 部】担当：経営革新等支援機関 エフピースステージ(株) 代表取締役 五島 聡

- ① 経営環境と原理原則の理解
- ② 株主の権利
- ③ 事業承継原則と相続の相違
- ④ 株価と相続税
- ⑤ 後継者と経営能力
- ⑥ 事業承継で為すべき事

今回は「オーナー企業の事業承継と相続」がテーマです。多くのオーナー企業では、社長が強いリーダーシップを発揮しながら会社を経営しています。そのような中、準備が不十分な状態でいざ事業承継となった場合には、親族間の相続問題の発生や、取引先、金融機関、幹部社員や従業員などのステークホルダーとの信頼関係ができていない、経営ノウハウなどが後継者へ十分に伝わっていない、あるいは相続税等の負担・自社株式・事業用資産の取得等に必要な資金が用意できないなどの事態が生じかねません。会社の将来を見据えた、円滑な事業承継を計画的に行っていくために為すべき事について解説します。

【第 2 部】弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する 5 分間トピックス

◆日時：平成 28 年 5 月 23 日(月) 13:30~16:30

◆会場：NTT クレド白島ビル 2 階 会議室(広島市中区東白島町 14-15)

※お車でお越しの場合は、ビルに隣接した大型駐車場をご利用下さい。

◆費用：無料

お申込はサトーまで！
5 月 16 日(月) 締切

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00~18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00~18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983